

# スポーツクラブ エストレージャス 個人会員規約

## 第1条 (名称と目的)

スポーツクラブ エストレージャス (以下、「本クラブ」と称し、地域住民のスポーツ振興に寄与すること、またスポーツを通じた青少年の健全な育成、及び本クラブを通じた新たなコミュニティの形成による地域活性化を目的とします。

## 第2条 (運営・管理・活動拠点)

本クラブの運営・管理はNPO法人ESTRELLASを決定機関とし、クラブの運営・管理を担当する。本クラブはフットサルサイト郡山 (郡山市安積町荒井字大池下 20) を窓口及び活動拠点とします。尚、事業の内容により場所が変更する場合がございます。

## 第3条 (入会)

本クラブに入会出来る者は本団体の趣旨や会員規約、施設の利用方法について同意した者とします。入会希望者は窓口にて入会手続きを行います。手続きの際 2ヶ月分の会費、入会申込書、自動振替用紙、身分証明書、銀行印、顔写真をお持ち下さい。月会費はお一人様月額 1,500 円とします。

## 第4条 (納付期限)

原則、本クラブの会費は年一括払いを除いては口座振替とします。3ヶ月目以降の月会費については、毎月 27 日に指定口座より翌月分の月会費を自動振替します。但し、引落しがされなかった場合は当月月末までに窓口で現金にて翌月分の会費を支払うこととします。

## 第5条 (休業)

本クラブが定める所の休日以外は、基本的に活動拠点でありますフットサルサイト郡山の休日に準じます。

## 第6条 (管理責任)

活動中、また活動前後に活動場所及び駐車場、クラブハウス等で発生したケガ、事故、事件、トラブル等については本クラブは一切の責任を負いかねますので予めご了承下さい。本クラブでは会員に任意でのスポーツ傷害保険への加入をお薦めするとともに、保険加入の代行業務を行うこととします。

## 第7条 (除名)

次の事項に該当するクラブ会員がいた場合は、事務局の判断により除名する場合がございます。

- ・本クラブの目的、規約、利用方法に違反した場合。
- ・本クラブの名誉を傷つけた場合や秩序を乱した場合。
- ・月会費を3ヶ月以上滞納した場合。但し、未納分については全額お支払い頂きます。
- ・その他、本クラブ事務局で除名と判断した場合。

## 第8条 (休会)

下記の事項に該当した場合に限り、休会が認められます。但し、休会は当該年度内に1回までとし最長3ヶ月までとします。休会を希望する場合は、休会を希望する月の前月10日までに、休会届及び本クラブの会員証を提出して頂き、承認を受けて頂きます。期日までに連絡がない場合は処理が出来ない為、会費の引落しがされますのでご注意ください。

- ・ケガ、家庭の事情等の環境の変化があり、活動が困難な場合。
- ・その他、本クラブ事務局が認めた場合。

## 第9条 (退会)

下記の事項に該当するクラブ会員は退会とします。退会を希望する場合は退会を希望する月の前月10日までに、退会届及び本クラブの会員証を提出して頂きます。

- ・退会届が窓口に出された場合。
- ・除名処分を受けた場合。

## 第10条 (返金)

納入された料金についてはいかなる理由があろうとも認められないものとします。但し、年一括の場合のみ残月分の月会費を返金します。

## 第11条 (個人情報)

個人情報については、本クラブの目的以外には使用せず、適正に扱います。

## 第12条 (会員証、有効期限)

本クラブ会員の有効期限は申込日より当該年度の3月末日までとし、会員より退会届、休会届が提出されない場合は次年度以降も1年毎に自動更新とさせていただきますので、予めご了承下さい。会員証は本人のみ有効で他人に貸与、譲渡することは出来ません。尚、本クラブ及び提携店での各種サービスについては会員証がない場合は受けることが出来ないこととします。受付時に会員証をご提示下さい。

## 第13条 (会員特典)

会員特典は下記の通りです。内容に変更が生じた場合はHP等にて随時お知らせ致します。

- |                           |                                   |
|---------------------------|-----------------------------------|
| ①本クラブが指定する曜日、時間帯の施設無料開放   | ⑤提携店での各種会員限定サービス (詳細はHP等でご確認下さい。) |
| ②本クラブが主催する事業、イベント等への優待    | ⑥用品購入時の会員割引                       |
| ③本クラブが主催する各種教室、イベント等の会員料金 | ⑦特割回数券購入時の会員割引                    |
| ④メールマガジンの配信               | ⑧クラブ会報誌の発行                        |

## 第14条 (施設、用具等)

施設、用具、備品、クラブハウス等の破損または紛失の場合、当事者に全額弁償して頂きます。活動拠点フットサルサイト郡山の利用方法については、HPをご確認下さい。

## 第15条 (その他)

会員登録情報に変更になった場合や会員証を紛失、破損された場合は速やかにご連絡下さい。尚、会員証の再発行には500円を負担して頂きます。その他、本クラブの運営に関することについてはNPO法人ESTRELLA が判断し、運営することとします。

## 【スポーツクラブ エストレージャス事務局】

住所：〒963-0111 福島県郡山市安積町荒井字大池下 20 フットサルサイト郡山内

電話：024-973-5296 FAX：024-973-5297 E-MAIL：club@futsalsite.com

HP：www.futsalsite.com mobile：www.futsalsite.com/mobile